

宮城県子育て支援パスポートプロモーション業務仕様書

第1 業務名

宮城県子育て支援パスポートプロモーション業務

第2 業務の概要

1 背景と目的

子育て支援パスポート事業（以下、「事業」という。）とは、子育てにやさしい社会の実現を目的として、子育て家庭に対する各種割引・優待や外出サポート等のサービスを提供する企業・店舗を登録するとともに、子育て家庭に対し、サービス利用時のパスポートを発行する事業である。本事業は、宮城県に限らず、全都道府県で実施されているものである。

当県では、「みやぎっこ応援の店」として事業を実施してきたが、多くの都道府県が有している、登録手続きや子育て家庭への情報発信等を行うサイトを開設していないことに加え、パスポートを発行せず、サービス利用方法を企業・店舗に委ねているため、他都道府県との事業実施形態に差が生じているとともに、事業の認知度・利用度ともに低迷している。また、事業の利用者が少ないため、登録企業・店舗数も伸び悩んでいる。

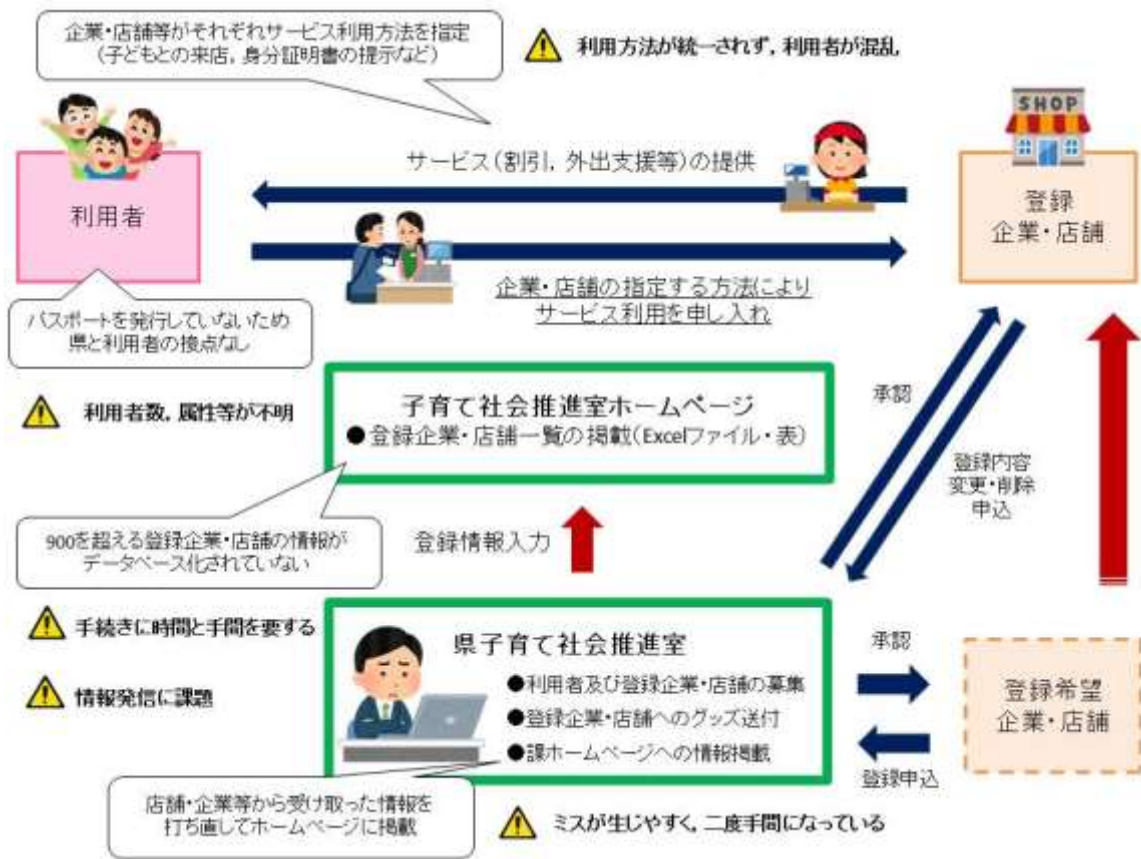
そのため、今年度宮城県子育て支援パスポートポータルサイト開発・保守業務（以下、「開発・保守業務」という。）により事業をリニューアルし、宮城県子育て支援パスポートポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を新たに公開することから、子育て家庭及び企業・店舗等に対し、事業のリニューアルやポータルサイトの公開を周知するとともに、新たな利用登録者や登録企業・店舗を増加させ、事業を活性化することを目的に、宮城県子育て支援パスポートプロモーション業務（以下、「プロモーション業務」という。）を実施する。

2 用語の定義

- (1) 「子育て家庭」とは、18歳以下の子どもを養育している者、妊娠中の者及びその配偶者を指す。
- (2) 「利用者」とは、子育て家庭のうち、ポータルサイトでの利用者登録を行った者を指す。
- (3) 「登録企業・店舗」とは、本事業の趣旨に賛同して登録を行った上で、利用者に対してサービスを提供する企業・店舗を指す。
- (4) 「パスポート」とは、本事業において、登録企業・店舗が提供するサービスを受けるために、利用者が提示する物を指す。

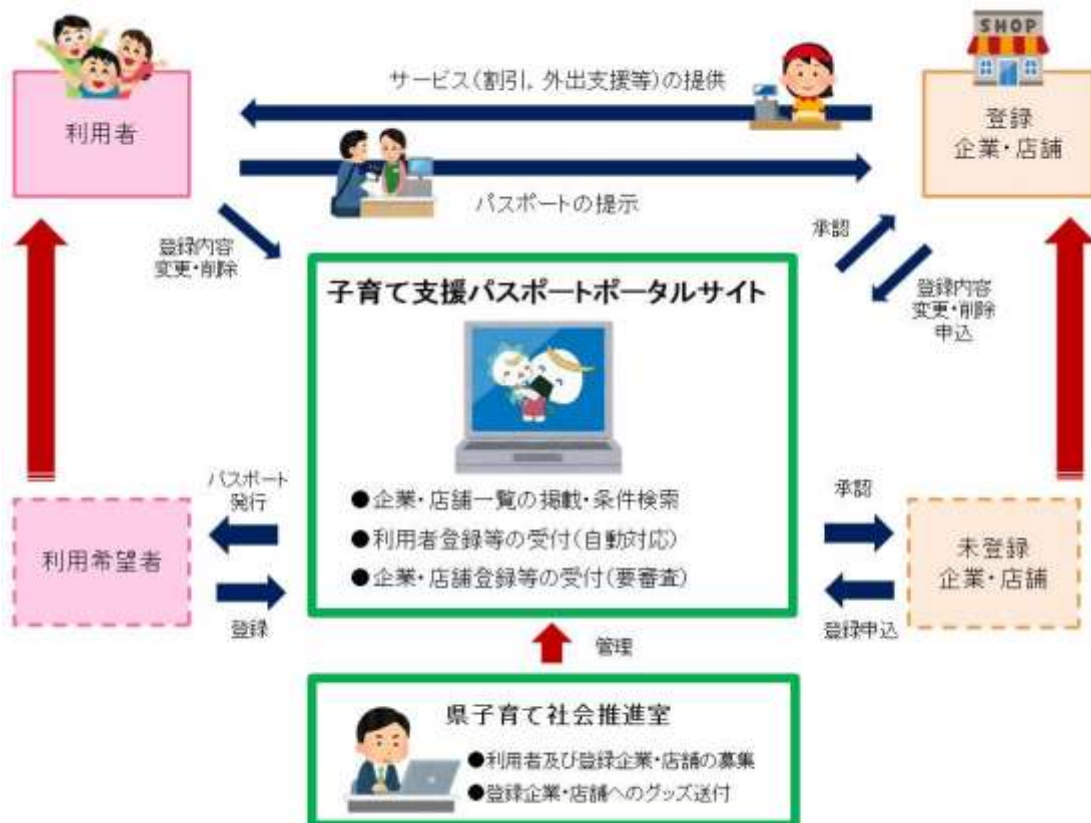
3 現行事業の概要

図1 「みやぎっこ応援の店」業務フロー図



4 新規事業の概要

図2 「みやぎっこ応援の店」リニューアル後の業務フロー図



※ 必要に応じて、各都道府県の子育て支援パスポート事業の実施状況等を参照すること。

【参考】内閣府 子育て支援パスポート事業 全国共通展開参加自治体リンク集

URL : <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

※ 「みやぎっこ応援の店」事業の現状は、宮城県ホームページを参照すること。

【参考】宮城県保健福祉部子育て社会推進室 みやぎっこ応援の店

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/site/kosodatesien-undou/miyagikko-shop.html>

※ 子育て支援パスポートポータルサイト開発・保守業務の概要は、宮城県ホームページを参照すること。

【参考】宮城県保健福祉部子育て社会推進室

子育て支援パスポートポータルサイト開発・保守業務 企画提案募集

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/portal.html>

5 業務の内容

(1) 業務の目標

プロモーション業務の実施により、県内の子育て家庭と企業・店舗へ事業の認知度を高め、平成31年2月28日(木)までに、新規登録企業・店舗数500店舗を達成すること。また、ポータルサイト新規利用登録者数23,000人を達成するように努めること。

(2) 業務の内容

イ PR動画の制作

概要	宮城県子育て支援パスポート事業を紹介する動画を制作する。
必須要件	<ul style="list-style-type: none">・子育て家庭及び企業・店舗等の両方に働きかけることのできる内容とすること。・ポータルサイト公開の前後を問わず使用できる汎用性の高い内容とすること。・成果品として15秒と30秒の2バージョンの広告動画を作成すること。・今年度のみならず、来年度以降も継続して放送することのできる内容とすること。・PR動画は、平成30年9月3日(月)までに納入すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・実写、アニメーション、CGアニメーション等、動画表現の方法は問わない。・プロモーション業務終了後も、当該動画を県が放送するものとして作成すること。

ロ プロモーション活動の実施

概要	(1)に掲げる目標を達成するために効果的と考えられるプロモーション活動(イベントやキャンペーン、WEBプロモーション等)を広く実施する。
必須要件	<ul style="list-style-type: none">・イで作成したプロモーション動画を活用する内容を含むこと。・大型商業施設等でイベントを実施する場合には、その施設内の一定数の店舗とタイアップした内容とすること。・既存の登録企業・店舗に対しても事業のリニューアルが伝わるような内容とすること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・プロモーション活動にあたって、複数の取組を実施することは差し支えない。・プロモーション活動の内容は、クロスメディア広告に限らない。

ハ 新規登録企業・店舗の拡大開拓

概要	店舗への直接的な働きかけを行い，登録企業・店舗数を拡大開拓する。
必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録企業・店舗を訪問する等，直接店舗に働きかけを行い，（１）に掲げる目標を達成すること。 ・新規登録企業・店舗数は，委託期間内に定期的に報告するものとする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録企業・店舗は，子育て家庭が利用しやすいジャンルを積極的に増やすこと。また，子育て家庭のニーズがあるサービス内容を提供するように働きかけること。 ・新規登録企業・店舗は，チェーン，個人商店を問わないが，その業種やサービス内容において法令及び公序良俗に反するものは対象外とする。

二 事業広報物の作成

概要	子育て家庭と登録企業・店舗向けの事業広報物を作成する。また事業広報物のうち登録企業・店舗向けのものを配布する。
必須要件	<p>【子育て家庭向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイト上で登録手続き等を行う場合の操作方法を記載したリーフレットのデザインを作成すること。また，そのデザインを用いてリーフレットを作成すること。そのデザインは子育て家庭に親しみやすい内容とすること。 ・5,000部を作成し，県子育て社会推進室に納品すること。 <p>【企業・店舗向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発・保守業務で作成したデザインを用いて広報物を作成すること。広報物の種類は，リーフレット，ステッカー及びミニのぼりとする。また作成した事業広報物を登録企業・店舗に配布する。 ・事業広報物の配布先は既存登録企業・店舗に新規登録・企業・店舗の500店舗を加えた1,500店舗を想定する。 ・リーフレットは3,000部作成し，うち500部を県子育て社会推進室に納品すること。また，2,500部を用いて，プロモーション活動等を行うとともに，既存登録企業・店舗に事業のリニューアルを周知すること。 ・ミニのぼりは1,500個作成し，登録企業・店舗に1つずつ配布する。 ・ステッカーは3,000枚作成し，登録企業・店舗に2つずつ配布する。
留意事項	・配布方法は，直接配布のほか，郵送等による配布も可とする。

ホ プロモーション活動の効果検証

概要	実施したプロモーション活動に応じた効果検証を実施する。
必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ・（１）に掲げる目標の達成状況に対するプロモーション活動の効果を検証し，報告書を提出すること。 ・子育て家庭や企業・店舗等，子育て支援パスポート事業への登録対象者から意見を収集すること。また，有識者による分析を実施すること。
留意事項	・クロスメディア広告を活用した場合は，インプレッション数，リーチ数，クリック数及びクリック率など，客観的データを算出すること。

6 業務の日程

プロモーション事業は、以下に記すプロモーション業務の日程を参照し、実施すること。
 なお、詳細な日程については、契約後に発注者と協議して決定するものとする。

年月日	プロモーション	(参考) ポータルサイト
平成 30 年 6 月 29 日 (金)		パスポート画像デザイン完成
平成 30 年 7 月 2 日 (月) 以降	契約	
平成 30 年 9 月 3 日 (月)	プロモーション動画納品	
平成 30 年 10 月 1 日 (月)		ポータルサイト仮公開
平成 30 年 11 月 19 日 (月)		ポータルサイト一般公開
平成 31 年 2 月 28 日 (木)	プロモーション活動終了	
平成 31 年 3 月 22 日 (金)	業務完了	

7 成果物等

本業務の成果物及び納入期限は、下記の指定により宮城県保健福祉部子育て社会推進室に提出し、検収を受けること。

成果物	納入期限	備考
プロモーション動画 (MP4 形式)	平成 30 年 9 月 3 日 (月)	CD-R または DVD-R で提出
効果検証報告書	平成 31 年 3 月 22 日 (金)	紙面及び電子データで提出
打ち合わせ議事録	随時	紙面及び電子データで提出
業務完了届	業務完了時	紙面で提出

8 共通事項

- (1) プロモーション業務の実施にあたっては、以下の図を使用することができる。ただし、図6 アニメむすび丸 子育てバージョンをプロモーション動画で使用する際には、静止画での使用とすること。

図4 全国共通ロゴ (縦型)



図5 全国共通ロゴ (横型)



図6 アニメむすび丸 子育てバージョン (6種)



第3 契約条件等

1 業務の再委託

- (1) 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、再委託という。）を行う場合、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について、企画提案書に記載すること。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は、再委託の相手方に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受託者は、再委託者の相手方に対して、定期的に事業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告すること。
- (4) 受託者は、企画提案書に記載した再委託の内容を変更する場合は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出すること。

2 知的財産権の帰属等

- (1) 本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡するものとする。

なお、受託者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、発注者と別途協議するものとする。
- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、発注者の了承を得るものとする。
- (3) 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、発注者は紛争等の事実を知った時は、速やかに受託者に通知するものとする。

3 機密保持

- (1) 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、発注者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のイないしホのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - イ 発注者から取得した時点で、既に公知であるもの。
 - ロ 発注者から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。
 - ハ 法令等に基づき開示されるもの。
 - ニ 発注者から秘密でないと指定されたもの。
 - ホ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に発注者に協議の上、承認を得たもの。
- (2) 受託者は、発注者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製

してはならない。

- (3) 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

4 かし担保責任

成果物の引き渡し後 1 年間において、納入成果物にかしがあることが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、発注者が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

5 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。